

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者の社会生活関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者と、家族として協力しあう関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある者が、市長に対して、パートナーシップ・ファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と宣誓をしていないこと。

- (5) 民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係（養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その者との関係を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 宣誓書は、市民部男女共同参画課で受領するものとする。

4 宣誓をしようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（通称の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、市長が特に必要があると認める場合は、宣

誓書において、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

（受領証等の交付）

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条の全ての要件を満たしているか確認の上、当該宣誓をした者に対し、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及び川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、宣誓をした者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票（様式第4号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

3 市長は、受付票の交付を受けた者（以下「被受付者」という。）が第3条第2号アに該当し、第9条に規定する届出があったときは、受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。ただし、市長が定める期間を経過した場合はこの限りではない。

（受領証等の再交付）

第8条 受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）により申請することができる。

2 第5条の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項の申請があったときは、市長は受領証等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第9条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に届け出なければならない。

（受領証等の返還）

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、川越市パートナ

ーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 一方又は双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。ただし、第12条に規定する制度を連携する他の地方公共団体に転出する場合を除く。

（受領証等の無効）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、受領証等を無効とすることができる。ただし、第2号又は第3号に該当する場合は、当該各号に規定する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

- (1) 宣誓者が虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたとき、又は受領証等を不正に使用したとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。ただし、第12条に規定する制度を連携する他の地方公共団体に転出する場合を除く。

2 市長は、前項の規定により受領証等を無効とした場合は、宣誓者に交付した受領証等の返還を求めるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証等の交付番号（受領証ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（他の地方公共団体との連携）

第12条 市長は、他の地方公共団体で宣誓若しくはそれに類する行為をした者（以下「制度利用者」という。）が転入する場合又は宣誓者が転出する場合に、簡易な手続で引き続き制度を利用できるよう他の地方公共団体と協定する等、制度の連携を図るものとする。

2 第4条の規定は、前項の規定により制度を連携する他の地方公共団体から転入した制度利用者に受領証等を交付する場合には適用しないものとする。

（市民及び事業者への周知）

第13条 市長は、受領証等の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平か

つ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(宣誓書の保存)

第14条 市長は、宣誓書を、第10条各号の規定により受領証等が返還された日又は第11条第1項各号の規定により受領証等を無効とした日から起算して3年間保存するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の川越市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定により交付されているパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードは、それぞれ、この要綱による改正後の川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定により交付された川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードとみなす。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。(令和7年2月27日、市長決裁)

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

（提出先）

川 越 市 長

私たちは、川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、パートナーシップ及びファミリーシップにあることを宣誓します。

_____年 月 日

【宣誓をしようとする者】

フリ 氏	ガナ 名		
フリ 通	ガナ 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			
電話番号			
メールアドレス			

【ファミリーシップにある者】

フリ 氏	ガナ 名		
フリ 通	ガナ 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日	

※代筆の場合

（代筆者） 氏名 _____

住所 _____

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップ関係に係る確認書

私たちは、川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓をするに当たって、次の表の確認事項の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を遵守します。

また、現況確認のため、住民票等に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

年 月 日

フリガナ
氏名

フリガナ
氏名

フリガナ
(通称：)

フリガナ
(通称：)

確認事項 (該当項目に「✓」を付してください。)	
<関係性：パートナーシップ> 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者であること。(要綱第2条第1号)	<input type="checkbox"/>
<関係性：ファミリーシップ>【希望者のみ】 パートナーシップにある者と、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子(養子を含む。)、親(養親を含む。)その他市長が認める者が、家族として協力しあう関係であること。(要綱第2条第2号)	<input type="checkbox"/>
<年齢> 宣誓当日において、双方が成年に達していること。(要綱第3条第1号)	<input type="checkbox"/>
<住所> 次のいずれかに該当すること。(要綱第3条第2号)	
双方が市内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/>
一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。 転入予定者： 転入予定日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/>
双方が市内への転入を予定していること。 転入予定者： 転入予定日 (年 月 日) 転入予定者： 転入予定日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/>
<配偶者等の有無> 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び他の者と宣誓をしていないこと(要綱第3条第3号及び第4号)	<input type="checkbox"/>
<近親者でないこと> 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係(養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)でないこと。(要綱第3条第5号)	<input type="checkbox"/>
注意事項 (内容をご理解いただいたら「✓」を付してください。)	
<受領証等の無効> 要綱第11条第1項各号の規定により、受領証等が無効となる場合があること。 無効となった受領証等は返還しなければならないこと。 市長は、必要があると認める時は、無効となった受領証等の交付番号を公表することができること。(要綱第11条)	<input type="checkbox"/>

【市記入欄】

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

【宣誓者】

_____様 _____様

【ファミリーシップにある者】

_____様 _____様

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日： _____年 _____月 _____日

_____年 _____月 _____日

川越市長



(裏面)

■ 宣誓書受領証を受け取られた方へ

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合及び次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出てください。

- 1 一方又は双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- 2 一方が死亡したとき。
- 3 市が規定する要件を満たさなくなったとき。ただし、制度を連携する他の地方公共団体に転出する場合を除く。

■ この受領証を提示された方へ

川越市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行ったお二人に受領証を交付しています。

宣誓によって何らかの法的効果（婚姻、相続など）が生じるものではありませんが、宣誓を行った方から、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして提示されることがあります。

市民や事業者の皆様には、制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 「パートナーシップ」とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者の社会生活関係をいいます。

2. 「ファミリーシップ」とは

パートナーシップにある者が、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者と、家族として協力しあう関係をいいます。

3. 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付要件
宣誓の際に、次の要件を満たすことを確認しています。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 川越市内に住所を有していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻できない関係（近親者等）でないこと。
（養子縁組をしている又はしていた場合を除く。）

[特記事項]


様式第3号（第7条関係）


（表面）

川越市 パートナーシップ
ファミリーシップ 宣誓書受領カード

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに
関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシ
ップの宣誓をされたことを証します。

本人 _____ パートナー
_____ 様 _____ 様

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日
川越市長 



（裏面）

このカードに記載された方々は、人生のパートナーや家族とし
て協力し合う関係であると市に宣誓しています。

カードの提示を受けた市民や事業者の皆様には、パートナ
シップ・ファミリーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力
くださいますようお願いいたします。

【戸籍上の氏名（通称を使用している場合）】

本人： _____ パートナー： _____

【ファミリーシップにある者】

_____ 様 _____ 様

特記事項 _____

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受付票

以下のとおり、川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第2項の規定に基づき、宣誓を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
-------	-------

【宣誓をした者】

フリ 氏	カナ 名		
フリ 通	カナ 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日	
電話番号			

川越市に転入された場合には、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）に住民票の写しを添付して、期限までに提出してください。

提出期限 (受付票の有効期限)	年 月 日
提出先	

受付印

(裏面)

■この受付票の提示を受けられた方へ

川越市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行ったお二人に受付票を交付しています。

宣誓によって何らかの法的効果（婚姻、相続など）が生じるものではありませんが、宣誓を行った方から、その関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして提示されることがあります。

市民や事業者の皆様には、制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

1. 「パートナーシップ」とは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に係る性的少数者である2人の者の社会生活関係をいいます。

2. 「ファミリーシップ」とは

パートナーシップにある者が、その双方又はいずれか一方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者と、家族として協力しあう関係をいいます。

3. 「川越市パートナーシップ宣誓書受付票」とは

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用する2人の一方又は双方が市外に居住していて、川越市に転入を予定している場合に交付しているものです。

転入後、この受付票と「川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」に川越市に転入したことを証明する住民票の写しを添付して提出していただくことで、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等が交付されます。

4. 川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の交付要件

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 川越市内に住所を有していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻できない関係（近親者等）でないこと。
（養子縁組をしている又はしていた場合を除く。）

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（提出先）

川 越 市 長

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードの再交付を申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をつけてください。）

- （1）紛失
- （2）毀損
- （3）その他（_____）

年 月 日

【 宣 誓 者 】

フリ 氏	カナ 名		
フリ 通	カナ 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			
電話番号			
再交付を希望するもの	<input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード	<input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> 受領カード	

※代筆の場合

（代筆者） 氏名 _____

住所 _____

【市記入欄】

氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届

（提出先）

川 越 市 長

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出日 年 月 日

【 宣誓者（宣誓をした者） 】

フリガナ 氏名		
フリガナ 通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
電話番号		

【 変更事項 】

<input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 通 称 <input type="checkbox"/> その他	変更前	
	変更後	
<input type="checkbox"/> ファミリーシップにある者		(追加・削除)

※代筆の場合

（代筆者） 氏名 _____

住所 _____

【市記入欄】

氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()
氏名 ()	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ()

川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届

（提出先）

川 越 市 長

川越市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び川越市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カードを返還します。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

- （1）パートナーシップの解消
- （2）パートナーの死亡
- （3）要綱第3条に掲げる要件に該当しなくなったため。

年 月 日

【 宣 誓 者 】

フリ 氏	カナ 名		
フリ 通	カナ 称		
生年月日	年 月 日	年 月 日	
住 所			
電話番号			

※代筆の場合

（代筆者） 氏名 _____

住所 _____

【市記入欄】

氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）
氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）